

## 令和 8 年度 長崎市庁舎エレベーター広告募集要項

### 1 掲出期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日のうち希望する期間

なお、掲出期間の初日及び終日が、土・日曜日及び祝日等の閉庁日に当たる場合、掲出開始日及び掲出終了日は、開始・終了日後の最初の開庁日とします。

例) 令和 8 年 8 月 1 日（土）～令和 8 年 1 0 月 3 1 日（土）の場合

掲出日：令和 8 年 8 月 3 日（月）

撤去日：令和 8 年 1 1 月 2 日（月）

### 2 広告掲出枠の場所等

#### (1) 場所及び枠数

|   | 場所             | 着床階         | 枠数  |
|---|----------------|-------------|-----|
| ① | 東エレベーター 1 号基内壁 | 1 ～ 1 9 階   | 3 枠 |
| ② | 東エレベーター 2 号基内壁 | B 1 ～ 1 9 階 | 3 枠 |
| ③ | 東エレベーター 3 号基内壁 | 1 ～ 1 9 階   | 3 枠 |
| ④ | 西エレベーター 1 号基内壁 | B 1 ～ 1 8 階 | 3 枠 |
| ⑤ | 西エレベーター 2 号基内壁 | 1 ～ 1 8 階   | 3 枠 |
| ⑥ | 西エレベーター 3 号基内壁 | 1 ～ 1 8 階   | 3 枠 |
| ⑦ | 西エレベーター 4 号基内壁 | 1 ～ 1 9 階   | 3 枠 |
| ⑧ | 西エレベーター 5 号基内壁 | 1 ～ 1 8 階   | 3 枠 |

※広告を掲出する内壁内の位置については、指定はできません。

#### 1 階平面図



## (2) 規格

A2版(594mm×420mm)

※長崎市の用意したフレームに掲出します。

デザインを用紙の端まで印刷すると、フレームで隠れる恐れがありますのでご注意ください。

## (3) 料金

広告掲出料及び行政財産使用料を納付いただきます。

なお、掲出期間に1か月未満の端数がある場合でも、1か月分として算定します。

| 広告掲出料<br>(1枠あたり) |   | 場所         | 月額料金<br>(税込) |
|------------------|---|------------|--------------|
|                  | ① | 東エレベーター1号基 | 8,000円       |
|                  | ② | 東エレベーター2号基 | 10,000円      |
|                  | ③ | 東エレベーター3号基 | 8,000円       |
|                  | ④ | 西エレベーター1号基 | 8,000円       |
|                  | ⑤ | 西エレベーター2号基 | 6,000円       |
|                  | ⑥ | 西エレベーター3号基 | 6,000円       |
|                  | ⑦ | 西エレベーター4号基 | 6,000円       |
|                  | ⑧ | 西エレベーター5号基 | 6,000円       |

※掲出期間に1か月未満の端数がある場合の例

掲出期間：令和8年5月7日～令和8年10月31日

期間としては5か月25日となるため、6か月として算定

|         |                                        |
|---------|----------------------------------------|
| 行政財産使用料 | 長崎市行政財産使用料条例(昭和39年長崎市条例第15号)に基づき算定します。 |
|---------|----------------------------------------|

## (4) 広告掲出料の割引

西エレベーター2号基～5号基の広告掲出料について、1枠の算定期間が6か月以上となる場合は割引を適用します。

| 割引料<br>(1枠あたり)<br>※西EV2号基～<br>5号基のみ |   | 算定期間   | 割引料金<br>(税込) |
|-------------------------------------|---|--------|--------------|
|                                     | 1 | 6～11か月 | 500円         |
|                                     | 2 | 12か月   | 1,000円       |

※割引は広告掲出料のみに適用されるため、行政財産使用料の割引はありません。

※1回の申請で掲出期間が連続している場合にのみ適用します。

| 適用例 | ① | 当初申請：5月7日～10月31日                     | 掲出期間は5か月25日だが、算定期間が6か月となるため500円割引<br>(6,000円×6月) - 500円 = 35,500円 |
|-----|---|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
|     | ② | 当初申請：4月1日～6月30日、<br>継続申請：7月1日～10月31日 | 1回の申請での掲出期間が6か月ないため割引対象外                                          |

### 3 申請方法

持参または郵送にて、**掲出開始希望日の3週間前まで**（3週間前の日が閉庁日の場合はその前の開庁日）に以下の書類を提出してください。

なお、申請者が長崎市入札参加資格者名簿の登録業者であるときは、次の5～7の書類は提出不要です。

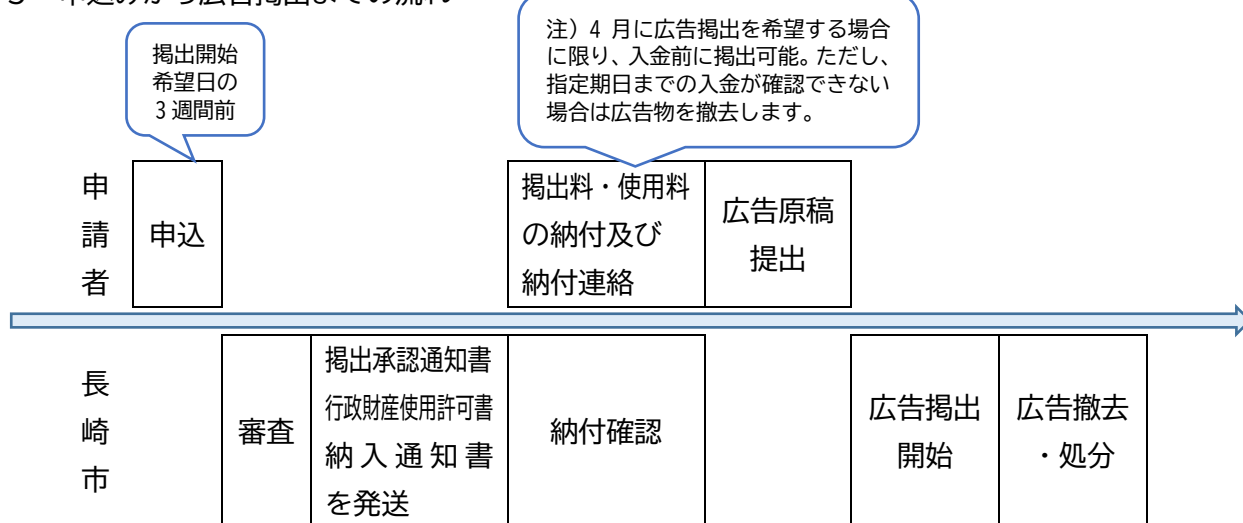
| 番号     | 提出書類                                                                                                                                | 法人 |    | 個人 |    |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|
|        |                                                                                                                                     | 市内 | 市外 | 市内 | 市外 |
| 1      | 長崎市庁舎エレベーター広告掲出申込書（様式1）                                                                                                             | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 2      | 誓約書（様式2）                                                                                                                            | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 3      | 行政財産使用許可申請書（第6号様式）                                                                                                                  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 4      | 会社の業務内容がわかる会社概要等の資料                                                                                                                 | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 5<br>※ | 法人登記事項証明書（写し可）                                                                                                                      | ○  | ○  | -  | -  |
| 6<br>※ | 住民票抄本（写し可）                                                                                                                          | -  | -  | ○  | ○  |
| 7<br>※ | 長崎市税の完納証明書（写し可）<br>△＝長崎市内に本店（本社）、支店（支社）又は営業所等を有する場合提出<br>・法人の場合：本店（本社）名義のものを提出<br>・個人の場合：代表者個人名義のものを提出<br>（長崎市中央地域センター（市役所1階）等にて発行） | ○  | △  | ○  | △  |
| 8      | 広告データ（審査用）                                                                                                                          | ○  | ○  | ○  | ○  |

※5～7の証明書は、すべて発行後3か月以内のものに限る。

### 4 選定方法

書類の提出順に、長崎市広告掲載要綱・長崎市広告掲載基準・長崎市庁舎内掲示基準による審査を行い、基準等を満たしている者を広告主とします。

### 5 申込みから広告掲出までの流れ



## 6 広告の内容等の変更

広告主は、すでに広告掲出している広告物について、内容等を変更することができます。変更を希望する場合は、変更を希望する日の2週間前までに「長崎市庁舎エレベーター広告変更申込書」(様式3)を提出し、あらかじめ長崎市長の承認を得るものとします。

## 7 許可の取り消し

(1) 以下のいずれかに該当する場合は、広告掲出期間中であっても、広告掲出を中止するものとします。

ア 広告主が長崎市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。

イ 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。

ウ 広告主の倒産、破産等により、広告掲出をする必要がなくなったとき。

エ 広告主が書面により掲出取下げを申し出たとき。

オ 広告主が長崎市広告掲載要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

カ 指定期日までに広告料の納入がないとき。

(2) 長崎市及び広告主においては、当該許可による広告掲出の継続に困難な事由が生じた場合は、双方が協議のうえ、当該許可を取り消すことができるものとします。

(3) 上記(1)(2)により広告掲出を中止した場合でも、長崎市は広告主に対して補償を行いません。また、納入済みの広告料も返還しません。

## 8 その他留意事項

(1) 原則として、1者の広告を一度に掲出できるのは8枠までとします。

すでに許可されている期間と重複する期間で追加申請をする場合は、一度に掲出できる枠は4枠までとし、すでに許可されている枠と合わせて最大12枠まで掲出が可能です。掲出期間は3月31日までのうち希望する期間で承認します。その後の申請についても同様の取り扱いとします。

(2) 広告の作成・費用は広告主の負担とします。

(3) 広告の掲出・撤去作業は長崎市で行うこととし、作業は掲出開始日の午前9時、撤去は掲出終了日の午後5時以降に行います。撤去した広告は長崎市において適切に破棄します。

(4) 広告掲出料及び行政財産使用料は、納入通知書により指定する納入期限までに納入いただきます。

## 9 関係規程

(1) 長崎市有財産規則

(2) 長崎市行政財産使用料条例

(3) 長崎市役所庁内管理規則

(4) 長崎市広告掲載要綱

(5) 長崎市広告掲載基準

(6) 長崎市庁舎内掲示基準

## 10 申請・問い合わせ先

長崎市総務部庁舎管理課(9階)

電話: 095-829-1411(直通) ファックス: 095-829-1118

Email: choshakanri@city.nagasaki.lg.jp